

次期 姫路市官民データ活用推進計画 素案（骨子案）

議題

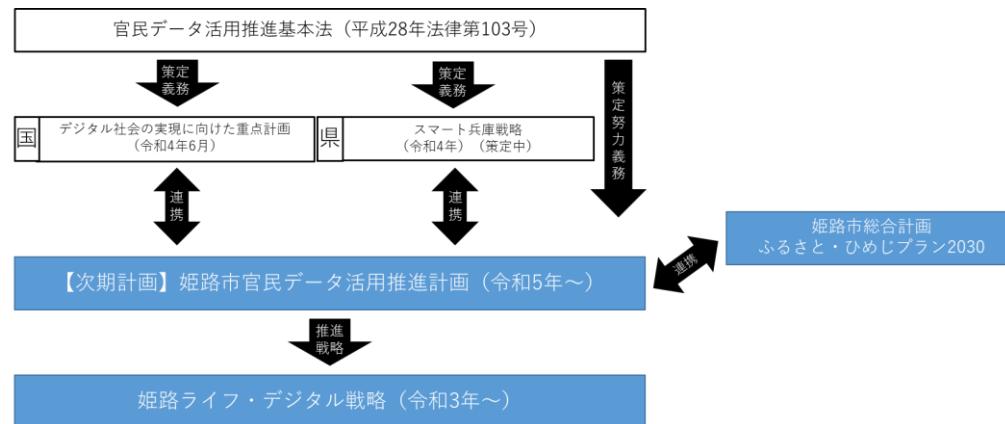
第1章 計画の概要

1 計画の目的

- ・本計画は、本市のデジタル施策を体系的に推進し、データ利用環境の整備促進を図ることにより、市民及び事業者等の利便性向上、地域課題の解決、事務負担の軽減等に寄与すること。
- ・特に、近年、新型コロナウイルス感染症拡大による新しい生活様式への対応が喫緊の課題となっており、行政だけでなく地域社会全般において、デジタル技術を活用した迅速な取組みの推進が必要である。
- ・本計画に基づく取組みを推進することで得られるデータを利活用することにより、客観的根拠に基づいた効果的な政策立案の推進すること。

2 計画の位置付け

- ・官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）第9条第3項に基づき策定する市の官民データ活用推進計画とするもの。
- ・本計画は、国・兵庫県の動向等も十分に考慮しながら、本市が取り組むデジタル政策の方向性を示す総合的な計画とするもの。
- ・令和3年10月に策定した「姫路ライフ・デジタル戦略」の上位計画として、デジタル戦略の取組効果を最大化させるもの。



3 計画期間

- ・令和5年度（2023年度）～令和7年度（2025年度）
- ・市民や事業者等のニーズの変化やデジタル技術に関する環境変化を把握し、総合的かつ柔軟、適切に対応できるよう、計画期間を3年間とする。

第2章 デジタル化を取り巻く動向

1 国等の動向

- ・(国)自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画の策定、自治体DX導入手順書等の公表
- ・(国)デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針の策定、デジタル庁の発足
- ・(国)デジタル社会の実現に向けた重点計画の策定：目指すべきデジタル社会の実現
- ・(県)スマート兵庫戦略の策定（策定中）
- ・(県)兵庫県スマートシティモデル事業の実施

2 姫路市の現状と課題

- ・人口減少、少子高齢化、若年世代の人口流出
- ・労働力および後継者の不足、労働力の偏在
- ・新型コロナによる中小企業での雇用環境や働き方、生活様式などの変革の必要性

3 デジタル技術の進展

- ・先進デジタル技術の進展により、従来できないと諦めていたことが可能な時代に
- ・新型コロナによる「新しい生活様式」への対応によりイノベーションが急速に進展
- ・現実世界と仮想世界との融合による新たなサービスが生み出されている
- ・スマートフォンの普及と、様々なアプリやツールが、生活に欠かせないものに

第3章 目指すべき姿と基本理念

【目指すべき姿】 ～姫路版のスマート都市の実現*～
市民一人ひとりが暮らしに満足し、自分らしい生活を送ることができる姫路（まち）

【基本理念】

多様な主体間の連携・交流を深め、地域の生産性と市民の暮らしを向上させるデジタル活用

基本理念の中心である「市民の暮らし」と、「多様な主体間の連携」、「地域の生産性」を基本的な視座とし、本市におけるデジタル政策を総合的に推進するため、3つの視点を設ける。

～ 3つの視点 ～

- **視点①：市民一人ひとりの暮らしをより安全・安心に、より快適・便利に**
適格なルールの下、デジタル技術やサービス主体間でのデータ連携、ニーズによるサービス選択により、暮らしの質を一層向上させる。
【分野】電子行政、健康・医療・介護、防災・減災、教育・人材育成
- **視点②：多様な主体間の信頼と連携から生まれる新たな価値の創出**
市民、産官学等の多様な主体が、互いに信頼し合い、連携を深めることにより、地域課題の解決と新たな価値の創出を目指す。
【分野】環境、ものづくり・産業、金融、農林水産、その他（地域活動等）
- **視点③：豊かな地域資源のネットワーク強化で育まれる地域の生産性向上**
都心部から、豊穡の地を彩る豊かな山並み、海岸線をたたえる周辺地域にいたるまで市域の特色ある地勢や、歴史・文化などの地域資源のネットワークのもとで、地域の魅力を一層向上させる。
【分野】観光、インフラ、移動・物流

*「姫路版のスマート都市の実現」とは

都心部・周辺部それぞれの特性や地域課題に応じて、デジタルを活用した取組を展開することにより、市民等の望むライフスタイルの実現を支えるとともに、地域間の交流・連携の機会や密度を高めることにより、全市域で、高効率で生産性が高く、住民満足度が高い都市の形成を目指す。

(イメージ図) 予定

次期 姫路市官民データ活用推進計画 素案（骨子案）

第4章 基本的政策

本市における官民データ利活用社会の実現のため、3つの視点をもとに、以下の5つの基本的政策に取り組む。

(1) 行政サービスのデジタル化

デジタル化3原則の下、行政手続等の原則オンライン化の対応や、それに伴う情報システム改革・業務の見直し等を推進することにより、利用者中心の行政サービスを実現する。

国の取組に合わせた施策を展開し、マイナンバーカードの普及促進を図るとともに、行政サービスにおけるマイナンバーカードの活用を推進することで、市民の利便性向上と行政の事務負担軽減に取り組む。

- 行政手続のオンライン化・デジタル化
- 窓口サービスのオンライン化・デジタル化
- マイナンバーカード多目的利用の推進

(2) 暮らしのデジタル化

個人情報保護と市民や事業者等の利便性向上を図りつつ、サービス利用者が自らのデータを統合的に利活用でき、利便性を高める仕組みづくりについて積極的に推進することにより、生活の質（QOL）の向上に取り組む。

データの活用主体とその連携に着目し、新たなサービスや価値の創出を促進する「オープンデータ」や、地域性や時間軸に着目し、その特性や変化の理解から政策の効果性・効率性を高める「ビッグデータ利活用」を推進するなど、官民データの効果的な利用を総合的に推進する。

デジタルを活用した学習活動を推進し、子どもの日々の学習や実践、教育データの利活用を通じた生涯を通じた学びを充実させる。

- パーソナル情報を活用した新たなサービスの創出
- データ利活用の推進
- 準公共分野（健康・医療・介護、教育、防災等）のデジタル化
- 情報化による教育・学びの充実
- 情報発信基盤の強化

(3) 産業のデジタル化

ゼロカーボンシティである本市が、魅力あふれる地域の実現を目指すため、デジタル技術を活用し、市域全体の脱炭素に関する機運の醸成を図る。

デジタル化に取り組む中小企業等を支援するとともに、地域デジタル人材による創業を支援する。

新しい生活様式に順応した観光が求められる中、滞在型観光の推進に向け、デジタルを活用した魅力的な観光資源の開発等に取り組む。

農林水産業における就業者の減少と高齢化の進行の課題に対して、デジタル技術の活用から産業のスマート化を推進する。

- ゼロカーボンシティの推進
- 中小企業のデジタル化・スタートアップ支援
- 観光・スポーツ分野のデジタル化
- 農業分野のデジタル化

(4) デジタル社会を支えるシステム・技術

行政サービスの利便性の向上や行政運営の効率化を図るため、業務の見直し（BPR）や情報システムの改革を推進する。国が示す方針の下、本市基幹業務システムの標準化と各種データの標準化を図ることにより、情報システムの運用経費削減、セキュリティ水準の向上、災害時における業務継続性の確保を図る。

5Gなど高度情報通信環境やAIやブロックチェーン、メタバースなどの先進デジタル技術の活用、都市OSによる様々な官民データの流通基盤について、官民が連携し調査研究や実証事業を行い、効果的な利用場面を創出することにより、市民の利便性向上や魅力ある都市空間の形成に取り組む。

- 自治体情報システムの標準化・共通化
- 行政のワークスタイルの変革による業務効率化
- デジタル社会に必要な技術の研究開発・実証

(5) 地域資源を豊かにするデジタル活用

多様な主体との連携により、地域資源の有効活用等による地域活性化や行政サービスを補完する取組を促進し、地域における共助と価値共創の仕組みを充実させるとともに、地域課題の効率的かつ効果的な解決を図る。

個人等が保有する活用可能な遊休資産等（資産：空間、モノ、カネ等、能力：スキル、知識等）を他の個人等が利用可能とする経済活動である「シェアリングエコノミー」の取組を支援する。

- 地域の活力向上の支援
- デジタル人材の育成・ICTリテラシーの向上（デジタル・デバイド対策）
- 新たなライフスタイルに対応した環境整備
- シェアリングエコノミーの推進

第5章 計画の推進

1 推進体制

(1) 庁内推進体制

ア 姫路市官民データ活用推進会議

本市官民データ活用推進計画の策定又は変更について審議する。

イ 姫路市情報化推進委員会

本計画で定めた基本的政策に係る施策を推進するため、関連する庁内の取組み状況を確認する。

(2) 推進方策

アジャイル型政策形成・評価を支えるデジタル技術・データ利活用

政策の立案や検証・見直しを機動的に繰り返す「アジャイル」型の政策形成への転換が注目されており、そのプロセスや評価において、デジタル技術やデータの利活用が重要となっている。

2 進捗管理

- ・姫路市情報化推進委員会において進捗管理
- ・基本的政策ごとに、KPIを設定し進捗管理を実施

*【資料1】
姫路市官民データ活用推進計画の
進捗について

3 計画推進に係る留意事項

(1) 情報セキュリティ及び個人情報の適正な取り扱いの確保

- ・本計画の推進に当たっては、サイバーセキュリティ基本法等の法令及び姫路市情報セキュリティポリシーに基づき、適切な情報システムの運用体制を確保する。
- ・個人情報保護法など、個人情報の保護に関する各種法規制等に基づく適正な制度運用により、適正な官民データ利活用の推進を図る。

(2) デジタル人材の育成・確保

- ・庁内職員のリテラシー向上
- ・デジタル政策推進に係る中軸人材の養成